

福業第1001001号

平成21年10月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



営利法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等の取扱いについて

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年度福祉貸付事業における具体的な貸付対象事業につきましては、「平成21年度における福祉貸付事業について」（平成21年3月12日付福業第0312001号小職通知）の別紙のⅡの2（1）でお知らせしたところですが、今般の「経済危機対策」を受けて国において実施した措置の趣旨を鑑み、営利法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等の施設整備について、別紙のとおり取扱うこととしましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該制度の積極的なご活用を図られるとともに、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、当該取扱いに基づく借入申込の際に必要な「福祉貸付事業借入申込意見書」の発行等につきましても、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、代理貸付の窓口である受託金融機関に対しましても、同日付でお知らせしていることを申し添えます。

営利法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等の取扱い

平成21年4月10日に政府において策定された「経済危機対策」を受け、地域の介護ニーズへの対応を目的とした介護施設・地域介護拠点の緊急整備を促進するため、国において、都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を造成し、交付金を配分する等の措置が取られたところであります。

今年度の融資方針においては、営利法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等については、国・地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業を貸付対象としておりますが、地域の介護ニーズに対応するために国が取った措置の趣旨を鑑み、何らかの特別な事情があつて補助金等の交付を受けない事業についても市区町村が策定した整備計画に則った事業であれば、貸付けの対象とすることとします。

ただし、補助金等の交付を受けない事業を実施する営利法人等については、次の方針のもと取り扱うこととします。

1. 福祉貸付事業借入申込意見書の添付

自治体が発行する当該意見書には、必ず、整備計画に則った事業である旨が明記されていること

2. 法人の経営状況

- (1) 福祉・介護関連事業が主となる事業（概ね5割以上）であること
- (2) 原則として、過去2ヶ年において課税償却前利益が黒字であること

3. その他の取扱い（現行どおり）

- (1) 借入申込金額が3億5千万円以下の場合、代理貸付での取扱いとなる

ア 借入申込みの受理及び審査、資金の貸付け（貸付けの決定を除く）、貸付金の管理回収並びにこれらに付帯する業務を受託金融機関に委託

イ 受託金融機関の保証責任履行額は、未収元金、未収利息、延滞損害金のそれぞれ2割に相当する額

(2) 対象施設・事業

認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、在宅サービス事業

(3) 貸付条件

ア 連帯保証人：法人代表者を含む2名以上

イ 償還期間：最長で15年

ウ 貸付利率：財投利率+0.5%

エ 融資率：70%

オ 償還方法：3箇月賦償還